

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額制度のご案内

「高齢者の居住の安全確保に関する法律」に基づき認定された「サービス付き高齢者向け住宅」について、一定の条件を満たした場合、固定資産税（家屋）を減額する制度があります。制度の内容等は次のとおりです。

1 減額措置の適用条件

- (1) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき認定された「サービス付き高齢者向け住宅」であること
- (2) 貸家住宅であること
- (3) 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの新築であること
- (4) 国から建設費の補助を受けていること
- (5) 1戸当たりの床面積が30㎡以上160㎡以下であること
※屋内にある廊下・階段・エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分して判定
- (6) 建築基準法による主要構造部が耐火構造もしくは準耐火構造の建築物であること
- (7) 戸数が10戸以上であること

2 減額措置の内容

- (1) 減額される額 固定資産税額（家屋）の3分の2を減額
- (2) 減額対象床面積 1戸当たり120㎡までの居住部分
※事務所・職員専用更衣室等の居住者が立入らない部分は減額の対象になりません。
- (3) 減額期間 新築後5年間
※この減額措置は、他の減額措置と重複して適用されません。

3 申告手続き

柏市の「サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額適用申告書」による申請が必要です。

※申告手続きが、新たに固定資産税を賦課される年度の属する年の1月31日を過ぎている場合は、その理由を申告書に記入してください。

4 添付書類

- (1) 都道府県が発行する「サービス付き高齢者向け住宅」であることを証する書類（写し）
- (2) 国から建設費の補助を受けていることを証する書類（写し）

問い合わせ先

柏市役所 資産税課 家屋担当 TEL 04-7167-1111（内）344・345・346